

研究会運営規定

1. 研究会は、本会の目的に沿った研究、情報交換等を行い、本会の発展に寄与することを目的とする。
2. 研究会は、主査1名、主査代理1名以内、幹事2名以内、委員若干名をもって構成する。幹事及び委員は、本会会員であることを要しない。
3. 研究会は、会員からの申請により、企画部会の許可に基づき、理事会の承認によって設置される。
4. 研究会を設置しようとする会員は、研究会の目的、設置期間、主査、幹事等の氏名を、企画部会長に申請する。
5. 研究会の主査、主査代理、幹事は、設置認可にともない企画部会長より委嘱される。
6. 研究会委員は、研究会主査が委嘱する。
7. 研究会の設置期間は2年とするが、1年ごとの延長を認めることができる。ただし、延長期間については、運営費が低減されることがある。
8. 会員は、主査の同意を得て、研究会に出席することができる。
9. 研究会は、その研究成果を、学会員に公表する。とくに、運営費の交付を受けた研究会は、その研究成果を、学会誌、伝熱シンポジウム等において、報告しなければならない。
10. 運営会の交付を受けた研究会の主査は、当該年度の決算報告を、会長に提出しなければならない。